

(別紙)

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」の 環境影響に関する検討書に対する環境大臣意見

本事業は、東アジア・日本・北米等の主要港湾間を結ぶコンテナ船の国際航路として、西日本経済圏と東アジア等を結ぶ貨物船の幹線航路とし重要な関門航路及び北九州港新門司地区の航路の整備に伴う浚渫土砂を埋め立てるために土砂処分場を新たに設けるものである。

事業計画地は、本州と九州の間に位置する関門海峡周辺海域で、瀬戸内海の内海に含まれる。計画では、当該海域に約 150～250ha の土砂処分場を設けるものとされている。

本件は、平成 20 年 4 月に国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」に基づき検討が進められたものである。土砂処分場設置海域の検討段階及び土砂処分場設置位置等の検討段階それぞれにおいて複数案を設け、既存資料の情報に加え、通常は方法書以降の段階での実施が想定されている現地調査や潮流等のシミュレーションを行い、これらの結果を踏まえて潮流や干潟環境への影響を予測・評価し比較検討が行われている。

平成 25 年 4 月から導入された配慮書手続は、可能な範囲で早期の段階において、できる限り位置等の複数案を設定した上で、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものであり、その段階で収集された環境情報や環境配慮の検討内容がその後の手続において効果的に活用されることが重要である。

本件については、これまでの検討の過程においても平成 22 年 6 月及び 12 月に環境省としての意見を述べてきたところであるが、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 5 に基づき、改めて以下のとおり環境の保全の見地から意見を述べる。

1．土砂処分場の設置海域及び位置等を選定する際の配慮事項について

(1) 土砂処分場の設置海域の選定について

土砂処分場の設置の必要性について、十分検討した上で設置することとなった場合、瀬戸内海海域における埋立てを行わざるを得ない事情について、方法書以降の図書にも記載すること。

また、土砂処分場の設置海域を選定するに当たっては、以下の点に配慮・留意するとともに、選定の結果及び経緯について方法書以降の図書にも記載すること。

(別紙)

ゾーン、及びは、いずれも曽根干潟の近隣に設定されている。曽根干潟は、シギ・チドリ類の重要な渡来湿地等に位置付けられていること、同干潟を利用するクロツラヘラサギ、ズグロカモメや繁殖が確認されているカブトガニ等、環境省レッドリストに掲載されている種を含め多くの種が生息していることから、それらを含む多様な野生動植物の生息・生育環境に十分配慮すること。(共通事項)

各候補海域個別の特性として、以下の点に留意すること。(個別事項)

<ゾーン>

埋立てによる潮流の変化が、貴重な種が生息・生育する今津干潟や曽根干潟、これらの干潟の周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。特に、埋立ての位置、形状によっては曽根干潟周辺海域の閉鎖性を高めること。また、現在実施されている新門司南地区公有水面埋立事業との位置関係等によっては、環境への影響が増幅されるおそれがあること。

<ゾーン>

埋立てによる潮流の変化が曽根干潟、同干潟の周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。また、現在実施されている新門司南地区公有水面埋立事業との位置関係等によっては、環境への影響が増幅されるおそれがあること。

<ゾーン>

埋立てによる潮流の変化が曽根干潟や人と自然とのふれあい活動のある簗島干潟、筑豊県立自然公園やこれらの周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。特に、埋立ての位置、形状によっては曽根干潟周辺海域の閉鎖性を高めるおそれがあること。

(2) 土砂処分場の位置等の選定について

ステップ1において選定したゾーンの対象海域内に7つの配置案を設置した上で、環境面及び社会面で周辺海域に与える影響が甚大かつ回避困難であると判断された2つの配置案を除外し、5つに絞り込んだうえ、形状の異なる案を追加し6案について比較検討されている。6つの配置案の比較検討及び土砂処分場の設置位置等の選定に当たっては、以下の点に配慮・留意するとともに、検討並びに選定の結果及び経緯について方法書以降の図書に

(別紙)

記載すること。

各配置案は、いずれも瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)に指定する瀬戸内海海域に位置するため、いずれの案を選定した場合であっても同法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針(以下「埋立ての基本方針」という。)の趣旨を十分尊重するべきである。ついては、配置案ごとに、埋立ての基本方針に示された事項についての評価及び比較を行い、その結果に配慮すること。

底生生物等への影響について、配置案ごとに土砂処分場の設置による消失等の影響を確認し、生息・生育が確認された種及びその内の重要種の種類数、個体数を整理した上で各配置案の評価及び比較を行い、その結果に配慮すること。

各配置案は曾根干潟の近隣に位置し、土砂処分場設置による潮流の変化に伴う水質・底質の変化等によって曾根干潟そのものに影響を与えるおそれがある。事業に伴う曾根干潟前面海域における潮流変化による底質変化について、各配置案におけるステップ2での検討結果に配慮すること。

潮流、水質及び底質の変化について、潮流シミュレーションによる予測計算と各配置案の比較、現地調査及び専門家による検討を行っているが、その検討結果に配慮すること。

本検討では、当該海域において重要な干潟環境である曾根干潟への影響に重点を置き、潮流・水質・底質変化を中心として環境影響の予測・評価・比較を行っている。このような考え方で設置位置等の選定を行うことは環境保全上の観点から妥当であると言える。

現在示されている評価結果のうち、埋立てによる潮流・水質・底質変化及びこれらを通じた曾根干潟に与える影響については、：中央配置案、：南側配置案及び：南北配置案が概ね最小となっており、：沖300m配置案、：沖500m配置案はそれらと比較すると大きく、：北側配置案が最大となるおそれがある。設置位置等の選定に当たっては、こうした比較結果に留意し、曾根干潟への影響の回避・低減に最大限努めること。

2. 環境影響評価段階における配慮事項について

今後実施される方法書以降の手の実施に当たっては、とりわけ以下の事項に配慮して、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討等を行うこと。

(1) 曾根干潟への環境影響

(別紙)

曽根干潟は、シギ・チドリ類の重要な渡来湿地等に位置付けられている。また、クロツラヘラサギ、ズグロカモメや、繁殖が確認されているカブトガニ等、環境省レッドリストに掲載されている種を含め多くの野生動植物が生息・生育しており、保全すべき重要性が極めて高い。

このため、多様な野生動植物の生息・生育環境について環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。特に、渡り鳥等が利用する干潟や夜間の休息場等の状況、餌生物の種類・量、曽根干潟の底質等の物理的・化学的組成等の調査を実施すること。また、事業の実施に伴う潮流・水質・底質変化が曽根干潟における土砂の堆積状況、組成及びそこに生息・生育する野生動植物の種類数及び個体数に与える影響について多角的、定量的に予測及び評価を行うこと。

(2) 底質変化を考慮した水質変化の予測・評価

本検討において、曽根干潟前面海域及び海域全体について潮流変化、水質変化及び底質変化を予測しているが、事業の実施段階における予測においては、水質・底質について、選定された配置案に適したより詳細な調査を行い、使用するシミュレーションモデルの妥当性を検討した上で予測及び評価を行う必要がある。その際、有機性汚濁物質の蓄積等の底質変化により当該底質変化箇所の水質悪化も懸念されることから、水質変化の予測及び評価に当たっては、底質変化に伴う水質変化についても考慮すること。

(3) 埋立ての基本方針に基づく記載について

本事業については、設置海域が瀬戸内海海域内となることから、方法書以降の図書において、埋立ての基本方針に基づく検討状況を明らかにする必要がある。

特に、本土砂処分場を設置しなければならない理由及び、可能な限り土砂の埋立処分量を削減し、埋立てが必要最小限なものとなっていること（浚渫土砂について、既存の有効活用策だけでなく、開発中の技術を含む最新技術の活用や、県内外を含む他の埋立事業又は土地造成事業等への土砂の提供といった有効活用の検討経緯も含む）については、具体的に記載すること。

(別紙)

3 . 瀬戸内海海域における埋立ての抑制について

対象事業実施区域を含む海域は、埋立ての基本方針に沿って埋立てを厳に抑制すべき海面内に位置しているにも関わらず、過去多くの埋立てが行われてきた結果、既に大きな環境変化が生じている海域である。

そのため、土砂処分場を設置する場合には、浚渫土砂の他の事業における有効活用等により、可能な限り埋立処分量を削減し、瀬戸内海における埋立規模を縮小するよう検討するとともに、土砂処分場の設置に当たっては環境変化を最小限にとどめるよう最大限配慮すること。

さらに、今回の事業実施後、継続的な実施が想定される関門航路等における維持を目的とした浚渫により発生する土砂の処理について、瀬戸内海環境保全特別措置法を遵守し、瀬戸内海の埋立てが厳に抑制されることとなるよう、長期的、総合的な観点から浚渫土砂量の低減、広域的な視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進を具体的に検討し、埋立ての基本方針に基づき瀬戸内海における新たな埋立ては可能な限り回避するとともに、将来にわたり埋立処分量を可能な限り削減するよう努めること。